



熊本労働局発表
平成24年10月22日

【照会先】

熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 後藤 孝文
課長補佐 糸数 昌敏
(電話) 096-355-3186

職場のメンタルヘルス対策の取組状況について

— 対策に取り組む事業場が着実に増加 —

熊本労働局（局長 峯 作二郎）では、平成22年5月に「当面のメンタルヘルス対策推進計画」（計画期間：22～24年度）を策定し、各種団体や個別事業場に対する指導、メンタルヘルス対策支援センターの活用勧奨等により、管内事業場のメンタルヘルス対策への取組促進を図ってきたところです。

同局では本年度が計画の最終年度に当たることから、これまでの行政の取組を検証するため、平成24年8月から9月にかけて管内の労働者数100人以上規模の事業場を対象として、職場におけるメンタルヘルス対策についての自主点検を実施（調査対象675社。うち595社から回答あり。回答率は88.1%）し、このほど、調査結果を取りまとめましたので公表します。

調査結果のポイントは下記のとおりです。上記推進計画により平成22年度に比べ事業場の取組が着実に進んでいる状況が明らかになりましたが、一方で、依然としてメンタルヘルス不調者のいる事業場の割合が高いことから、同局ではさらに対策の必要性に関する周知啓発を行うとともに、職場復帰支援に取り組む事業場の割合を高めて行くこととしています。

記

別紙のとおり

第1 メンタルヘルス不調による休業労働者の現状

約1／4の事業場にメンタルヘルス不調による休業者がいる。

第2 メンタルヘルス対策への取組状況

1 同対策に取り組んでいる事業場

約3／4の事業場が同対策に取り組んでいる。

2 同対策への取組体制の整備状況

担当部署の決定、推進担当者の選任等事業場における体制整備が進んでいる。

3 同対策の具体的な取組内容

「管理職に対する啓発・教育」や「一般社員に対する啓発・教育」に取り組む事業場が約6割と多く、「休職者に対する復帰支援」は約4割と少ない。

第3 メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場

1 取り組んでいない理由（複数回答）

全体の約6割の事業場が「問題が発生していない」ことを理由として挙げ、次いで全体の1／3が「取り組み方がわからない」ことを挙げている。

2 今後の取組

過半数（55.3%）の事業場に、今後同対策に取り組む計画がある。

(解 説)

第1 メンタルヘルス不調による休業労働者の現状（別添グラフ1参照）

休業労働者がいると回答した事業場は、回答事業場の23.9%に当たる142事業場でした。

今回の結果は、一昨年（平成22年）に実施した調査結果（22.3%）と同程度で、約1／4の事業場にメンタルヘルス不調による休業労働者がいることが明らかになりました。

（※） 「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」（「独立行政法人 労働政策研究・研修機構」が実施した全国調査：平成23年6月23日発表）によれば、過去1年間にメンタルヘルス上の理由により連続1ヶ月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、100～299人規模では24.4%、300～999人規模で25.7%、1000人以上規模で31.2%となっています。

第2 メンタルヘルス対策への取組状況

1 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場（別添グラフ2参照）

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は回答事業場の76.3%と、一昨年の調査結果（61.0%）から約15ポイント増加しており、

県内事業場の対策への取組が着実に進んでいる状況が明らかになりました。

- (※) 上記第1の（※）調査結果によれば、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、100～299人規模では44.9%、300～999人規模で62.8%、1000人以上規模で75.4%となっています。

2 メンタルヘルス対策への取組体制の整備状況（別添グラフ3参照）

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場に、取組体制の整備状況について聞いた（複数回答）ところ、「担当部署を決めている」が90.1%（一昨年の調査結果では88.0%）、「推進担当者を選任している」が69.4%（同57.4%）、「衛生委員会で審議している」が70.3%（同65.0%）、「心の健康づくり計画を作成している」が35.5%（同21.6%）と、いずれも一昨年の調査結果を上回っており、事業場内の体制整備が進んでいる状況が認められました。

- (※) 「心の健康づくり計画」は、「労働者の心の健康保持増進のための指針」（平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号）4に基づくもの。計画には、「事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明」、「事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任」、「教育研修の実施」等について定めることとされている。

3 メンタルヘルス対策の具体的な取組内容（別添グラフ4参照）

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場に、具体的な取組内容を聞いた（複数回答）ところ、最も多かったのが「管理職に対する啓発・教育」で64.1%、次いで「一般社員に対する啓発・教育」が59.9%、「休職者に対する復職支援」は38.3%、「その他」が19.4%でした。今後は、メンタルヘルス不調の未然防止対策の基本である啓発・教育の実施の徹底を図るととともに、メンタルヘルス不調者の職場復帰支援に取り組む事業場の割合を高めていくことが求められます。

第3 メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場

1 取り組んでいない理由（別添グラフ5参照）

メンタルヘルス対策に取り組んでいないと回答した事業場に、取り組んでいない理由を聞いた（複数回答）ところ、「問題が発生していないこと」を挙げた事業場が最も多く58.9%（一昨年の調査結果では67.1%）、次いで「取り組み方がわからないこと」が33.3%（同33.8%）、「多忙であること」が22.0%（同20.9%）でした。「問題が発生していないため」と回答した事業場の割合が一昨年の調査から約8ポイント減少しており、メンタルヘルス対策の必要性についての理解が一定程度進んでいる状況が窺えます。

2 今後の取組

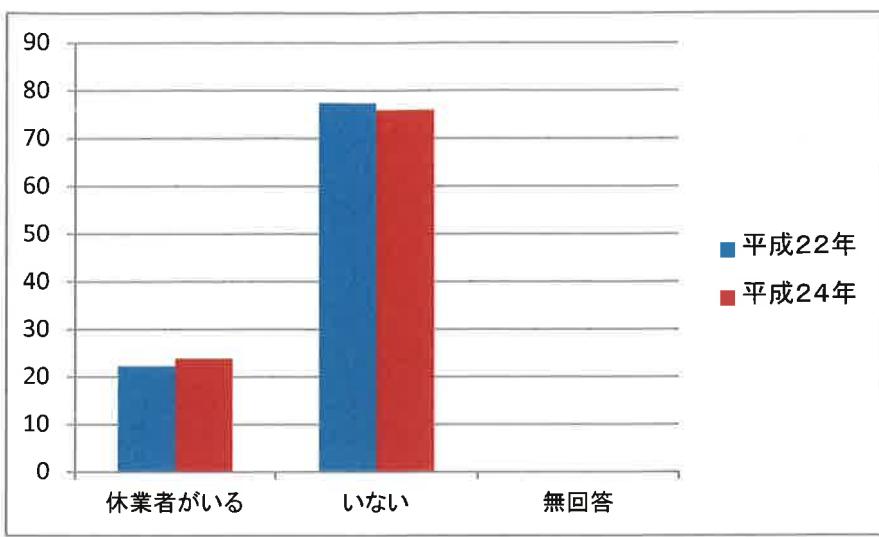
メンタルヘルス対策に取り組んでいないと回答した事業場に、今後取り組む計画があるか聞いたところ、過半数（55.3%）が「取り組む計画がある」と回答しており、今後の取組の広がりが予測できる結果となりましたが、一方で「取り組む計画がない」と回答した事業場も半数近く（43.3%）に上っており、さらに対策の必要性についての周知啓発を行うことが求められます。

熊本労働局の取組

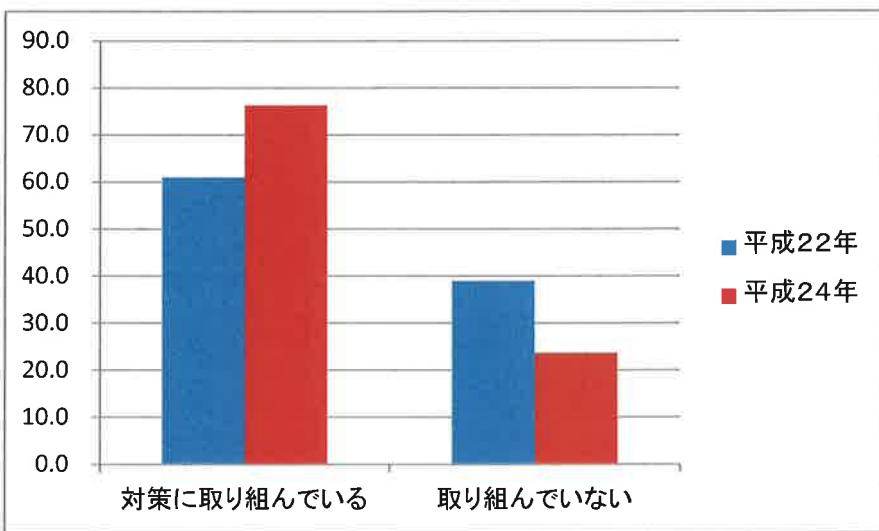
熊本労働局では、平成22年度～24年度までの3年間を計画期間とする「当面のメンタルヘルス対策推進計画」を策定し、労働者数100名以上規模の事業場については、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上に増加させること、その他の事業場については、現状の取組をさらに促進させることを目標として、以下の取組を行っています。

1. 事業場に対する指導等の実施（局署幹部の経営トップに対する個別指導及び集団指導）
2. 業界団体等の自主的活動の促進（教育研修の合同実施など自主的活動への働きかけ、広報紙等の活用を行う）
3. メンタルヘルス対策支援センターの活用勧奨

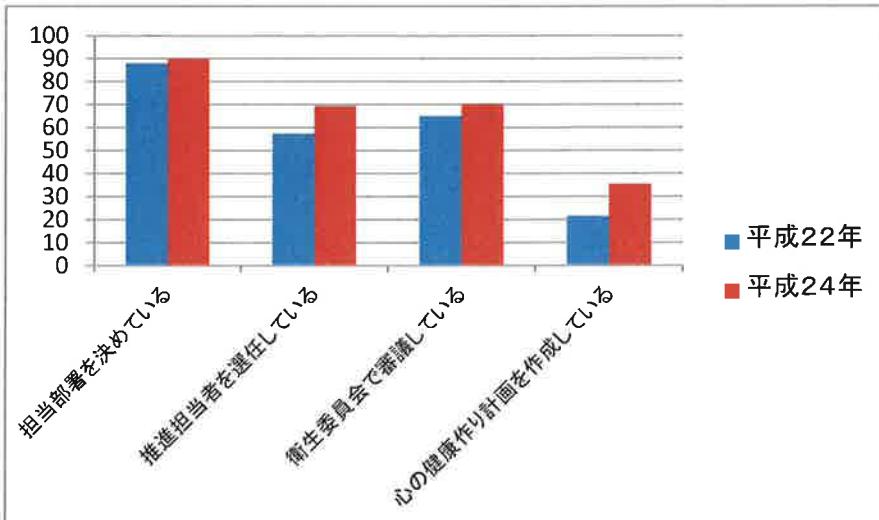
グラフ1. メンタルヘルス不調による休業労働者の現状



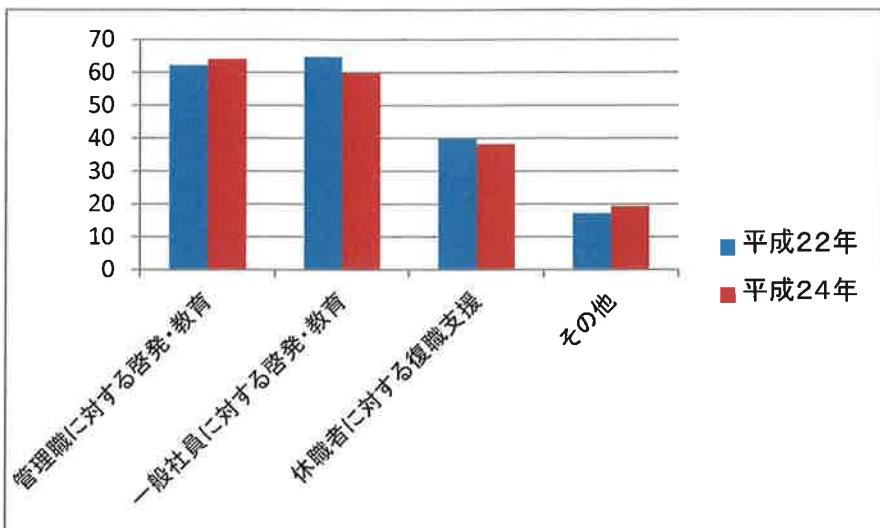
グラフ2. メンタルヘルス対策への取組状況



グラフ3. メンタルヘルス対策の体制整備状況



グラフ4. メンタルヘルス対策の具体的な取組内容



グラフ5. メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由

